

松田町ホームページ空家・貸家情報掲載判定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内にある空家・貸家（以下「対象物件」という。）の情報を町のホームページ（以下「HP」という。）に掲載するための基準について必要な事項を定めるものとする。

(対象物件)

第2条 対象物件とは、次に掲げる要件を満たす物件をいう。

- (1) 所在地が町内であり、居住の用に供せる物件であること。
- (2) 所有者及び納税義務者（以下「所有者等」という。）が確認できること。
- (3) 掲載について所有者等の承諾が確認できること。

なお、共有の場合は共有者全員の承諾が確認できること。

- (4) 即、入居が可能であること。
- (5) その他、町長が特に必要と認める場合。

(申請書類)

第3条 前条の規定により対象物件と認められ、松田町HPに掲載を希望する所有者等「以下「申請者」という。」は、松田町HP空家（貸家）情報（新規・変更）掲載申請書（様式第1号）をもって、町長に申請しなければならない。

(掲載の決定)

第4条 町長は前条により申請を受けたときは、当該申請書に係る内容を審査及び調査し、松田町HP掲載決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(掲載内容)

第5条 松田町HPへの掲載内容は、前3条の様式により申請のあった内容のうち、対象物件の概要に属する情報とする。

(承諾)

第6条 借りること、又は、買うことを希望している者（以下「借受希望者等」という。）から申し出があった場合、町は該

当する対象物件の申請者の連絡先を借受希望者等に連絡する。
ただし、町は事前に対象物件の申請者に対し、当該借受希望者等に対する通知の可否を確認するものとする。

(掲載期間)

第7条 松田町HPに掲載する期間は最長1年とする。

2 掲載継続の意志を有する申請者は、毎年3月中に町長に対し松田町HP掲載(継続・中止)申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

(取消し等)

第8条 町は、対象物件の申請者から松田町HP掲載(継続・中止)申請書(様式第3号)により掲載中止の申し出があった場合、又は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、掲載の中止及び取消しをすることができる。

- (1) 掲載対象物件の申請者が、虚偽の申請をしていた場合。
- (2) 掲載対象物件の申請者が、借受希望者等に対して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合。
- (3) 前条第2項による掲載継続の申し込みが無かった場合。
- (4) 対象物件の申請者との連絡が1か月取れなかった場合。

(変更申請)

第9条 対象物件の申請者は、要綱第3条にかかる申請に係る内容に変更が生じた場合は、様式第1号及び第3号をもって変更等の申請をしなければならない。

(書類の整備等)

第10条 対象物件の申請者は、この要綱に基づき町のHPに掲載している期間中、申請に要した書類の写しを備え、かつ、保管しなければならない。

(宅地建物取引事業者等との連携)

第11条 町長は、本空家・貸家情報掲載制度を円滑に実施するために、宅地建物取引事業者等と必要な連携を図り、事業の推進を行うものとする。

(適用除外)

第12条 松田町暴力団排除条例(平成23年条例第2号)に定める暴力団員及びその者を含む世帯に属するものは、いかなる場合にもこの要綱の適用を受けることができないものとする。

(免責)

第13条 町は、借受希望者等と対象物件の所有者等との間でおきた問題については、一切責任を負わないものとする。

附 則 (平成19年松田町告示第8号)

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 (平成26年松田町告示第19号)

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (平成26年松田町告示第72号)

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。